

<p style="text-align: center;">請求の趣旨</p>	<p>1 被告 は、原告に対して、 次の金員を支払え。</p> <p style="text-align: center;">金5万 円</p> <p> <input checked="" type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日から <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 令和 から <input type="checkbox"/> 令和 </p> <p style="text-align: center;">の割合による金員</p> <p> <input type="checkbox"/> 上記金額に対する <input type="checkbox"/> 上記金額の内金 円に対する } </p> <p> <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 } から支払済みまで <input checked="" type="checkbox"/> 訴状送達の日翌日 } </p> <p style="text-align: center;">年 3 % の割合による金員</p> <p>2 訴訟費用は、被告 の負担とする。</p> <p>との判決 (<input checked="" type="checkbox"/> 及び仮執行の宣言) を求めます。</p>
<p style="text-align: center;">紛争の要点（請求の原因）</p>	<p>「脳響水（のうきょうすい）」とは「スライスした生の国産里芋のさらし水を煮詰めたもの」をいう。エキスは料理で使う。油の代わりに用いるそのユニークな加熱調理法で、「お料理水」の新ジャンルを切り拓いたことでも知られる。考案者は水戸市在住の看護師、中西京子さんと、ネーミングの「脳響」は、中西さんが平成22年（2010年）1月28日に提唱した医療・健康増進コンセプト「脳響袋操（のうきょうたいそう）」に由来する（甲1）。脳響水は同年2月に誕生し、メディアで大々的に取り上げられたが、そこで耳目を集めたのは、サトイモのぬめり成分「ガラクトタン（galactan）」である（甲2）。関係者は、「ガラクトタンエキス」の効能効果「脳細胞を活性化」に商機を見だし商品開発を続けた。しかし、3年後の平成25年（2013年）12月、ある一通のメールから、その情報が「完全な誤り」であることが判明し、平成26年（2014年）1月28日以降、訂正が始まった。被告が運営する大学の教員、津久井学准教授は、中西さんが出演した平成23年（2011年）9月25日放送のNHKの番組『月刊やさい通信』の「9月号 サトイモ」の回で、身振り手振りで「（里芋に含まれる）ガラクトタンは脳の構成成分やエネルギーになる」と解説した（甲3）。また、石々川英樹主任研究員（愛媛県農林水産研究所）は、准教授から伝授された方法で脳響水中の「（アラビノ）ガラクトタン」の量を初めて測定した（甲4）。筑波大学との共同研究を中心に全国的規模の連携の構築が始まった当時、中西さんは准教授にも協力要請を行った。准教授が授業「卒業研究」で脳響水を扱う旨を表明し、原告はサンプル提供などを担当した。しかし、問題発覚後、准教授は、「NHK側では、サトイモ粘質物が脳細胞の活性化を津久井が主張しているとのことですが、NHK側からもそのようなお話は聞いたことがない」と詭弁を弄した（甲5）。原告は、慈悲深い主イエスでさえ許しがたい准教授の破廉恥な「メディアを使った研究不正」を被告に伝えたが、今日まで回答がない。よって、原告はその責任を問うため、被告に対して、金5万円の損害賠償請求権を行使する。</p>
<p style="text-align: center;">添付書類</p>	<p>甲1：中西京子著「脳響水で脳も体も健康に」『農業いばらき』（2012年9月）</p> <p>甲2：中西京子著「脳響袋操（のうきょうたいそう）とは」『文化連情報』（2013年3月）</p> <p>甲3：動画ファイル（.mp4）『月刊やさい通信』（2011年9月25日・10月3日）</p> <p>甲4：愛媛県農林水産研究所「脳響水の分析結果」（2013年2月）</p> <p>甲5：津久井准教授からのメール（2014年4月14日）</p>